

三田市告示第 135 号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び、三田市市税条例（昭和32年条例第12号）第18条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8年 6月18日

兵庫県三田市長 田村 克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

# 公示送達書

令和8年5月28日

兵庫県三田市長 田村 克也

| 送達すべき書類の名称                    | 送達を受けるべき者の氏名 |
|-------------------------------|--------------|
| 令和7年度 市県民税（特徴）・森林環境税 第11期 督促状 | アットビーボ 株式会社  |